

ご遺族のための手続きハンドブック

【堺市 南区版】

令和3年7月



ご遺族の方へ

この度は、謹んでお詫言申し上げます。

身近な人が亡くなられた際には、多くのお手続きが必要となり、ご遺族の方々にとっては大変なご負担であろうと思われまます。

お手続きの際には、本ハンドブックをお役立ていただきたく存じます。

目次

- 1 南区役所での手続き一覧 ……………P 2
- 2 市役所(区役所以外)などでの手続き一覧 ………P 4
- 3 南区役所での手続き概要 ……………P 5
- 4 市役所(区役所以外)などでの手続き概要……………P15
- 5 その他の関係機関などでの主な手続き一覧……………P18

ご注意

本ハンドブックは、死亡届提出後に必要となる手続きをご案内いたします。(火葬がお済みの場合は、すでに死亡届を提出されています。)

また、お亡くなりになった方の状況によっては、このハンドブックに記載しているもの以外にも手続きが必要な場合があります。

一部手続きを除き、押印を廃止し、原則署名(一部が記名)に変更しています。

※ただし、「印鑑」の記載がない手続きでも、申請者(相続人など)が自署しない場合など、印鑑が必要となる場合があります。詳しくは、各手続きの受付・相談窓口にお問い合わせください。

なお、各種手続きの内容や窓口の変更等が行われることもありますことをご了承ください。

故人のマイナンバーカードについて

マイナンバーカードやマイナンバーの通知カードを市民課に返納していただく必要はございません。また、返納された場合、故人のマイナンバーを確認することができなくなります。

相続などの手続きで亡くなられた方のマイナンバーの提出を求められる場合がありますので、亡くなられてから諸手続きが済むまではマイナンバーカードや通知カードは保管しておいてください。

諸手続きが終わりましたら、ご遺族の方で処分していただいで結構です。

南区役所での手続き一覧

以下の手続きは、南区役所内で手続きいただけます。(受付窓口の所在地は裏表紙をご覧ください。)

※各参照ページに手続きの概要を記載しています。

(例:5-①と記載されている項目については5ページの①番をご覧ください。)

	亡くなられた方についてのご確認	主な手続き	参照ページ	受付窓口
住民関係	<input type="checkbox"/> 印鑑登録をしている	印鑑登録証の返還	5-①	市民課
	<input type="checkbox"/> 世帯主である	世帯主変更	5-②	
年金	<input type="checkbox"/> 国民年金のみ(老齢基礎年金を除く)を受給している※1	未支給年金の請求	5-③	
	<input type="checkbox"/> 国民年金に加入している	遺族基礎年金の請求	5-④	
		寡婦年金の請求		
保険	<input type="checkbox"/> 国民健康保険に加入している または国民健康保険に加入している方のいる世帯の世帯主である	資格喪失届及び各種証の返還	6-⑤	保険年金課
		世帯主変更		
		葬祭費の支給申請		
		高額療養費等の各種申請		
	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療に加入している	各種証の返還	6-⑥	
		葬祭費の支給申請		
高額療養費等の振込口座の変更				
福祉医療	<input type="checkbox"/> 下記の福祉医療費助成のいずれかを受給している ・重度障害者医療費助成 ・子ども医療費助成 ・ひとり親家庭医療費助成 ・老人医療費助成(令和3年3月末まで)	医療証の返還 振込口座の変更 償還払い(大阪府外受診など)	7-⑦	
税金	<input type="checkbox"/> 故人の固定資産を確認したい	土地・家屋名寄帳の取得	7-⑧	市税の窓口 または固定資産税課※2
	<input type="checkbox"/> 堺市税(個人市民税・府民税)が課税されている	相続人代表者の指定	7-⑨	市税の窓口または (市府民税)市民税課 (固定資産税)固定資産税課※2
	<input type="checkbox"/> 固定資産を持っている	現所有者の申告	7-⑩	
	<input type="checkbox"/> 未登記家屋を持っている	未登記家屋の名義変更	8-⑪	市税の窓口 または固定資産税課※2
	<input type="checkbox"/> 原動機付自転車(125cc以下、ミニカー含む)や小型特殊自動車を所有している	原動機付自転車(125cc以下、ミニカー含む)や小型特殊自動車についての手続き	8-⑫	市税の窓口 または法人諸税課※2
	<input type="checkbox"/> 堺市税を故人の口座から口座振替で納税している	口座振替の変更または廃止	8-⑬	市税の窓口、納税課 または税務運営課収納係※2
	<input type="checkbox"/> 納付していない税金がある、または不明である	納税申し出または納税相談	8-⑭	市税の窓口または納税課※2
介護保険	<input type="checkbox"/> 65歳以上の方または40歳以上で介護認定を受けている	各種証の返還	9-⑮	地域福祉課
高齢	<input type="checkbox"/> 高齢者紙おむつ給付を利用している	高齢者紙おむつ給付の手続き	9-⑯	
	<input type="checkbox"/> 緊急通報システムを利用している	緊急通報システムの手続き	9-⑰	

※1 厚生年金関係、老齢基礎年金に関しては年金事務所(P18)での手続きになります。

※2 税務運営課は市役所本庁舎に、固定資産税課、市民税課、法人諸税課、納税課は三国ヶ丘庁舎にあります。

南区役所での手続き一覧

以下の手続きは、南区役所内で手続きいただけます。(受付窓口の所在地は裏表紙をご覧ください。)

※各参照ページに手続きの概要を記載しています。

(例: 5-①と記載されている項目については5ページの①番をご覧ください。)

	亡くなられた方についてのご確認	主な手続き	参照ページ	受付窓口
障害	<input type="checkbox"/> 大阪府重度障がい者在宅介護支援給付金を受給している	異動届 未支払給付金請求	9-⑱	地域福祉課
	<input type="checkbox"/> 特別障害者手当・障害児福祉手当 福祉手当(経過的措置)のいずれかを受給している	資格喪失届 受給者死亡届兼未支払手当請求書	10-⑲	
	<input type="checkbox"/> 障害者扶養共済の加入者等 (障害のある方の保護者、障害者、年金受給者)である	年金給付申請 弔慰金給付申請 死亡・障害届	10-⑳	
	<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当の支給対象児童である または、特別児童扶養手当を受給している	資格喪失届または額改定届 受給者死亡届 未支払手当の請求	11-㉑	
	<input type="checkbox"/> 重度障害者福祉タクシー利用料金助成を利用している	利用券の返還	11-㉒	
	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳、療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳をお持ちである	各種障害者手帳の返還	11-㉓	(身体・療育)地域福祉課 (精神)南保健センター または精神保健課※3
	<input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ち である	受給者証の返還	11-㉔	南保健センター または精神保健課※3
子ども	<input type="checkbox"/> 児童手当の受給者である	未支払手当請求 認定請求	12-㉕	子育て支援課
	<input type="checkbox"/> 児童手当の支給対象児である	受給事由消滅届または額改定(額減)届		
	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当の受給者である	受給者死亡届 未支払手当請求 認定請求	12-㉖	
	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当の支給対象児である	資格喪失届または額改定届		
	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当受給者の配偶者である	受給事由変更届		
	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当受給者の同居親族である	停止関係(発生・消滅・変更)届		
	<input type="checkbox"/> 認定子ども園等に入所している児童の世帯員である	支給認定(変更・取消)申請(届出)書	13-㉗	
医療	<input type="checkbox"/> 下記の医療費助成のいずれかを受給している ・特定医療費(指定難病)助成 ・小児慢性特定疾病医療費助成	受給者証の返還	13-㉘	南保健センター または保健医療課 ※3
その他	<input type="checkbox"/> 被爆者健康手帳を持っている	手帳の返還 葬祭料支給申請	13-㉙	南保健センター または保健医療課※3
	<input type="checkbox"/> 医師免許等取得者が死亡した	医師免許等の登録抹消申請	13-㉚	南保健センター または保健医療課※3
	<input type="checkbox"/> 飼い犬の所有者を変更する	飼い犬所有者登録の変更	14-㉛	南保健センター または動物指導センター
	<input type="checkbox"/> くみ取り世帯であり、届け出内容に変更(世帯 人数、利用者名、くみ取りの廃止)がある	し尿収集処理届出書(変更・廃止)	14-㉜	市民課または環境業務課※3

※3 保健医療課、精神保健課、環境業務課は、市役所本庁舎にあります。

市役所（区役所以外）などでの手続き一覧

以下の手続きは、南区役所外での手続きです。所在地については裏表紙をご覧ください。

	亡くなられた方についてのご確認	主な手続き	参照ページ	受付窓口
市営住宅	<input type="checkbox"/> 市営住宅の名義人が亡くなり、同居人（条件あり）が新たに名義人となる	入居権継承承認申請	15-①	堺市営住宅管理センター ただし、協和町・大仙西町住宅については住宅改良課
	<input type="checkbox"/> 名義人でない同居人が亡くなった	入居者異動届		
	<input type="checkbox"/> 入居者が亡くなり、市営住宅を退去される	市営住宅返還届		
上下水道	<input type="checkbox"/> 水道の使用を中止する	水道の使用中止の届出	15-②	上下水道局お客様センター
	<input type="checkbox"/> 使用者名を変更する	水道の使用者名の変更連絡	15-③	
	<input type="checkbox"/> 環境整備資金貸付金を受けている	環境整備資金貸付金に関する確認	15-④	
	<input type="checkbox"/> マンションや雑居ビルの経営者等である	マンション等の水道に関する確認	16-⑤	
	<input type="checkbox"/> 井戸水等を使用しており、使用者や世帯人数等変更があった	井戸水等の使用態様変更届出	16-⑥	上下水道局 給排水設備課 使用料係
	<input type="checkbox"/> 受益者負担金の支払いが残っている土地を相続した	下水道事業受益者負担金の納付義務の承継届出	16-⑦	上下水道局 給排水設備課 水洗化促進係
農地	<input type="checkbox"/> 農地を相続した	農地法第3条の3の規定による届出	16-⑧	農業委員会事務局
斎場墓地	<input type="checkbox"/> 斎場墓地の使用者が亡くなり、使用权を承継する	堺市立斎場墓地 使用权の承継申請	16-⑨	堺市立斎場
霊園 霊堂	<input type="checkbox"/> 堺市霊園または堺市霊堂の使用者が亡くなり、使用权を承継する	霊園または霊堂 使用权の承継申請	16-⑩	堺市霊園・堺市立霊堂 (泉ヶ丘公園事務所)
森林	<input type="checkbox"/> 市内の森林の土地の所有者となった	森林の土地の所有者届出	17-⑪	農水産課
医療等	<input type="checkbox"/> 公害医療手帳をお持ちの方が亡くなった	公害医療手帳の返還	17-⑫	保健医療課
	<input type="checkbox"/> 個人開設した病院等の開設者が死亡した	病院、診療所、助産所、施術所の開設者死亡届出	17-⑬	
	<input type="checkbox"/> 精神保健指定医であった	精神保健指定医の死亡届出	17-⑭	精神保健課
浄化槽	<input type="checkbox"/> 浄化槽を管理している者が亡くなり、同居人等が新たな管理者となる	浄化槽管理者の変更の届出	17-⑮	環境業務課
	<input type="checkbox"/> 浄化槽を廃止する	浄化槽の廃止の届出	17-⑯	

南区役所での手続き概要

1 □ 印鑑登録証の返還

住民関係

故人が印鑑登録をしていた場合、死亡届により、印鑑登録証は無効となります。印鑑登録証は後日返還してください。ただし、亡失した場合は返還不要です。

手続き・持ち物

- 故人の印鑑登録証

受付・相談窓口

市民課 072-290-1802

期限

なし

2 □ 世帯主変更

住民関係

故人が世帯主であった場合で、残された世帯員に15歳以上の者が2名以上いる場合は、新しい世帯主を届け出る手続きが必要となります。

手続き・持ち物

- 窓口に来られる方の本人確認書類
- 委任状（窓口に来られる方が新世帯主と別世帯の場合、新世帯主からの委任状が必要）

受付・相談窓口

市民課 072-290-1802

期限

世帯主が亡くなった日から14日以内

3 □ 未支給年金の請求

年金

故人が年金を受給していた場合、未支給年金請求が可能な場合があります。詳細は下記の窓口でご相談ください。

なお、国民年金以外の年金に加入していた期間がある場合、年金事務所での手続きが必要となります。

手続き・持ち物

- 年金証書（年金番号がわかるもの）
 - 窓口に来られる方の本人確認書類
- ※上記以外にも他の書類等が必要になる場合がありますので、まずは、下記の窓口でご相談ください。

受付・相談窓口

遺族基礎年金・障害基礎年金・寡婦年金

保険年金課 072-290-1808

老齢基礎年金・厚生年金関係

堺東年金事務所 072-238-5101

期限

亡くなった日から5年以内

4 □ 国民年金の手続き（遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金の請求）

年金

遺族基礎年金や寡婦年金、死亡一時金が支給される可能性があります。詳細は下記の窓口でご相談ください。

なお、国民年金以外の年金に加入していた期間がある場合、年金事務所での手続きが必要となります。

手続き・持ち物

- 年金証書（年金番号がわかるもの）
または年金手帳
 - 窓口に来られる方の本人確認書類
- ※上記以外にも他の書類等が必要になる場合がありますので、まずは、下記の窓口でご相談ください。

受付・相談窓口

遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金

保険年金課 072-290-1808

（加入履歴により年金事務所の場合あり）

期限

遺族基礎年金または寡婦年金

亡くなった日から5年以内

死亡一時金

亡くなった日から2年以内

5 □ 国民健康保険の手続き 保 険

故人が国民健康保険の被保険者であった場合、下記の手続きが必要となります。

手続き・持ち物

資格喪失届及び各種証の返還

- 死亡が確認できるもの（死亡診断書等）
- 故人の被保険者証または資格証明書
- 高齢受給者証（70～74歳の方）
- 限度額適用認定証（お持ちの方）
- 特定疾病療養受療証（お持ちの方）
- 申請者の本人確認書類

世帯主変更（故人が世帯主の場合）

- 同一世帯員の被保険者証または資格証明書
- 高齢受給者証（70～74歳の方）
- 限度額適用認定証（お持ちの方）
- 特定疾病療養受療証（お持ちの方）
- 申請者の本人確認書類

葬祭費の支給申請

- 故人の被保険者証または資格証明書
- 死亡が確認できるもの（死亡診断書等）
- 葬儀の領収書
 - ※葬祭執行者の氏名が記載されているもの
- 葬祭執行者の口座情報がわかるもの
- 申請者（葬祭執行者）の本人確認書類

高額療養費等の申請及び振込口座の変更

（故人が世帯主の場合かつ対象者のみ）

- 申請者（相続人）の本人確認書類
- 相続関係がわかる書類
- 申請者（相続人）の口座情報がわかるもの

受付・相談窓口

保険年金課 072-290-1808

期 限

葬祭費の支給申請

葬祭を行った日の翌日から2年以内

高額療養費の申請及び振込口座の変更

診療年月の翌月1日から2年以内

その他の手続き

亡くなった日から14日以内

6 □ 後期高齢者医療の手続き 保 険

故人が後期高齢者医療の被保険者であった場合、下記の手続きが必要となります。

手続き・持ち物

各種証の返還

- 故人の被保険者証
- 限度額適用認定証（お持ちの方）
- 特定疾病療養受療証（お持ちの方）

葬祭費の支給申請

- 故人の被保険者証
- 死亡が確認できるもの（死亡診断書等）
- 葬儀の領収書
 - ※葬祭執行者の氏名が記載されているもの
- 葬祭執行者の口座情報がわかるもの
- 申請者（葬祭執行者）の本人確認書類

高額療養費等の振込口座の変更（対象者のみ）

- 申請者（相続人）の本人確認書類
- 申請者（相続人）の口座情報がわかるもの

受付・相談窓口

保険年金課 072-290-1808

期 限

葬祭費の支給申請

葬祭を行った日の翌日から2年以内

高額療養費の申請

診療年月の翌月1日から2年以内

その他の手続き

速やかに

7 福祉医療費助成の手続き

福祉医療

故人が福祉医療費助成（重度障害者医療費助成、子ども医療費助成、ひとり親家庭医療費助成、老人医療費助成（令和3年3月末まで））の受給者であった場合、下記の手続きが必要となります。

手続き・持ち物

医療証の返還

- 医療証

振込口座の変更（対象者のみ）

- 申請者(相続人)の本人確認書類
- 申請者(相続人)の口座情報がわかるもの

償還払い（大阪府外受診など）

上記に加えて、医療機関等の領収書が必要となります。

受付・相談窓口

保険年金課 072-290-1808

期 限

速やかに
ただし、償還払いは医療機関等に支払った日の翌日から5年以内（医療費助成の資格がある期間のうち、健康保険の保険給付が行われたものに限ります。）

9 堺市税（個人市民税・府民税）の相続人代表者の指定

税金

故人に堺市税（個人市民税・府民税）が課税されていた場合、相続人代表者の指定手続きが必要となります。

手続き・持ち物

- 相続人であることがわかる書類（戸籍謄本など）

受付・相談窓口

市税の窓口（お電話は市民税課へ）
または
市民税課 市民税第二係（三国ヶ丘庁舎）
072-231-9752

期 限

速やかに

8 土地・家屋名寄帳の取得

税金

故人の固定資産を確認したい場合

手続き・持ち物

- 相続人であることが確認できる書類（戸籍謄本など）
- 窓口に来られる方の本人確認書類

受付・相談窓口

市税の窓口（お電話は固定資産税課へ）
または
固定資産税課（三国ヶ丘庁舎）
072-231-9763

期 限

なし

10 固定資産（土地・家屋）の現所有者の（法定相続人）の申告

税金

故人が固定資産を所有していた場合、現所有者の申告手続きが必要となります。

故人の最終住所地が堺市内の場合は、固定資産税課より書類をお送りしますので来庁不要です。

手続き・持ち物

- 窓口に来られる方の本人確認書類

受付・相談窓口

市税の窓口（お電話は固定資産税課へ）
または
固定資産税課（三国ヶ丘庁舎）
072-231-9766

期 限

速やかに

11 未登記家屋の名義変更 税金

故人が未登記家屋を所有していた場合、未登記家屋の名義変更の手続きが必要となります。

手続き・持ち物

- 相続人や相続の内容が分かる書類
(戸籍謄本、遺産分割協議書および相続関係図、印鑑証明書、遺言書等)
- 新名義人の印鑑(認印・朱肉を使うもの)
- 新名義人の住民票

受付・相談窓口

市税の窓口(お電話は固定資産税課へ)
または
固定資産税課(三国ヶ丘庁舎)
072-231-9763

期限

亡くなられた日の翌年1月末日

12 原動機付自転車(125cc以下、ミニカー含む)や小型特殊自動車についての手続き 税金

故人が原動機付自転車(125cc以下、ミニカー含む)や小型特殊自動車を所有していた場合、下記の窓口にお問合せください。

受付・相談窓口

市税の窓口(お電話は法人諸税課へ)
または
法人諸税課(三国ヶ丘庁舎)
072-231-9741

13 口座振替の変更または廃止 税金

堺市税を故人の口座から口座振替で納税していた場合、口座変更又は廃止の手続きが必要となります。

手続き・持ち物

口座変更の場合

- 納税通知書等通知書番号がわかるもの
- 新しく変更する口座の届出印
(朱肉を使うもの)

口座廃止の場合

- 納税通知書等通知書番号がわかるもの

受付・相談窓口

市税の窓口(お電話は納税課または
税務運営課収納係へ)

または
納税課(三国ヶ丘庁舎)
072-231-9772
または
税務運営課収納係(市役所本庁舎)
072-228-3957

期限

速やかに

14 納税申し出または納税相談 税金

納付していない税金がある場合または不明な場合、下記の窓口にご相談ください。

手続き・持ち物

- 相続人であることを確認できる書類
(戸籍謄本など)

受付・相談窓口

市税の窓口(お電話は納税課へ)
または
納税課(三国ヶ丘庁舎)
072-231-9772

期限

延滞金が発生するため速やかにご相談ください。

15 □ 介護保険の手続き

介護保険

故人が65歳以上の方または40歳以上で介護認定を受けていた場合、下記の手続きが必要となります。

手続き・持ち物

各種証の返還

- 被保険者証
 - 負担割合証（交付されている場合）
 - 負担限度額認定証（交付されている場合）
- お手元がない場合は、そのままお越してください。
※保険料の精算や高額介護サービス費等の支給は対象者に後日書類を送付します。

受付・相談窓口

地域福祉課 072-290-1812

期限

14日以内

16 □ 高齢者紙おむつ給付の手続き

高齢

故人が高齢者紙おむつ給付を受けていた場合、下記の手続きが必要になります。

手続き・持ち物

給付辞退届出書

振込口座の変更（購入費支給の場合）

- 利用していない給付券
- 通帳など口座情報が確認できるもの（購入費支給の場合）

受付・相談窓口

地域福祉課 072-290-1812

期限

速やかに

17 □ 緊急通報システムの手続き

高齢

故人が緊急通報装置を利用していた場合、下記の手続きと持ち物が必要です。

手続き・持ち物

利用終了（変更）事由発生届、装置の返却

- 緊急通報装置

受付・相談窓口

地域福祉課 072-290-1812

期限

速やかに

18 □ 大阪府重度障がい者在宅介護支援

障害

故人が大阪府重度障がい者在宅介護支援給付金を受給していた場合、下記の手続きが必要です。

手続き・持ち物

異動届

未支払給付金請求書（受給者が亡くなり、未支払給付金がある場合）

受付・相談窓口

地域福祉課 072-290-1812

期限

速やかに

19 □ 特別障害者手当等の手続き 障 害

故人が下記いずれかを受給していた場合、下記の手続きと持ち物が必要です。

**【特別障害者手当】 【障害児福祉手当】
【福祉手当(経過的措置)】**

手続き・持ち物

資格喪失届

受給者死亡届兼未支払手当請求書

- 振込口座情報が分かるもの
(未支払手当がある場合)
※受給者の配偶者または扶養義務者で生計を同じくしていた者名義のもの

受付・相談窓口

地域福祉課 072-290-1812

期 限

速やかに

20 □ 障害者扶養共済の手続き 障 害

故人が障害者扶養共済の加入者(障害のある方の保護者)、障害者または年金受給者であった場合、下記の手続きと持ち物が必要です。

手続き・持ち物

**【故人が加入者(障害のある方の保護者)である】
年金給付申請**

- 死亡診断書もしくは死体検案書原本
- 加入者の住民票(除票)
- 障害者の住民票
- 年金管理者の住民票
- 振込口座の通帳(見開き)のコピー
- 加入証書

【故人が障害者である】

弔慰金給付申請

- 加入者の住民票
- 障害者の住民票(除票)
- 振込口座の通帳(見開き)のコピー
- 年金証書
- 加入証書

【故人が年金受給者である】

死亡・障害届

- 年金受給権者(障害者)の住民票(除票)

受付・相談窓口

地域福祉課 072-290-1812

期 限

速やかに

21 特別児童扶養手当の手続き 障 害

故人が特別児童扶養手当の支給対象児童であった場合、または故人が特別児童扶養手当を受給していた場合、下記のいずれかの手続きと持ち物が必要です。

手続き・持ち物

受給者死亡届
資格喪失届または額改定届
未支払手当請求書(未支払手当がある場合)

- 手当証書
- 振込口座情報が分かるもの
 (未支払手当がある場合)

※未支払手当がある場合は、未支払分を受給する児童の振込口座情報の分かるもの
 ※受給者変更の場合は別に手続きが必要です。

受付・相談窓口

地域福祉課 072-290-1812

期 限

速やかに

22 重度障害者福祉タクシー利用券の返還 障 害

故人が重度障害者福祉タクシー利用券を利用していた場合、返還の手続きが必要となります。

手続き・持ち物

- 未使用分のタクシー利用券

受付・相談窓口

地域福祉課 072-290-1812

期 限

速やかに

23 各種障害者手帳の返還 障 害

故人が下記いずれかの手帳を所持していた場合、手帳返還の手続きが必要となります。

- ・身体障害者手帳
- ・療育手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳

手続き・持ち物

- 返還する手帳

受付・相談窓口

(身体・療育) 地域福祉課 072-290-1812
 (精神) 南保健センター 072-293-1222
 または
 精神保健課 (市役所本庁舎)
 072-228-7062

期 限

速やかに

24 自立支援医療受給者証の返還 障 害

故人が自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの場合、受給者証の返還が必要です。

手続き・持ち物

- 自立支援医療受給者証(精神通院)

受付・相談窓口

南保健センター 072-293-1222
 または
 精神保健課 (市役所本庁舎) 072-228-7062

期 限

なし

25 □ 児童手当の手続き

子ども

それぞれ以下の手続きと持ち物が必要です。

手続き・持ち物

【手当を受給していた方が亡くなった場合】
未支払手当請求（未支払の手当がある場合）□未支払分を受給する児童の銀行預金通帳等
認定請求書

□ 請求者のマイナンバーが分かる書類

（マイナンバーカード、通知カード、
マイナンバー入り住民票のいずれか）

□ 請求者(代理人)の本人確認書類

（マイナンバーカード、運転免許証、
パスポート）

□ 請求者名義の銀行預金通帳等

□ 請求者本人の健康保険被保険者証等

※その他個々の状況により別途書類が必要になる
場合がございます。詳しくは下記窓口でご確認
ください。

【支給対象となっていた児童が亡くなった場合】

受給事由消滅届・額改定（額減）届

受付・相談窓口

子育て支援課 072-290-1744

期 限

受給事由消滅届
額改定（額減）届
未支払手当請求

速やかに

認定請求書

原則として申請日の属する月の翌月分から支
給が開始されます。※故人に対しては、亡くなった月分まで支払わ
れます。したがって亡くなった月中に認定請求
の手続きをすれば翌月分から継続して支給され
ます。また、月末にお亡くなりになり、手続きが翌
月にまたがる場合、亡くなった翌日から15日以
内に手続きをすれば、亡くなった翌月分から支
給されます。

26 □ 児童扶養手当の手続き

子ども

それぞれ以下の手続きと持ち物が必要です。

手続き・持ち物

【手当を受給していた方が亡くなった場合】
受給者死亡届・未支払手当請求（未支払の手当
がある場合）

□ 未支払分を受給する児童の銀行預金通帳等

□ 児童扶養手当証書

認定請求書

※亡くなった方の代わりに児童を育てる方が申
請者となります。□ 持ち物は、世帯の状況により必要書類が異
なるため、詳しくは下記窓口でご確認くだ
さい。【支給対象となっていた児童が亡くなった場
合】資格喪失届または額改定届

□ 児童扶養手当証書

【児童扶養手当受給者の配偶者の方が亡くなっ
た場合】

※必ず受給されている方が届け出てください。

児童扶養手当支給にあたる該当事由の変更

□持ち物は、世帯の状況により必要書類が異
なるため、詳しくは下記窓口でご確認ください。【児童扶養手当受給者の同居親族の方が亡く
なった場合】

※必ず受給されている方が届け出てください。

扶養義務者の所得による支給停止消滅届

□ 児童扶養手当証書

受付・相談窓口

子育て支援課 072-290-1744

期 限

資格喪失届または額改定届

速やかに

受給者死亡届・未支払手当請求

認定請求書

認定請求の翌月分からの手当が支給されるこ
ととなりますので、速やかにお手続きください。

27 □ 認定子ども園等の手続き(世帯員の死亡) 子ども

故人が認定子ども園や保育所等に入所している児童と世帯を同じくしていた方の場合、下記の手続きが必要です。(基本は、保護者・きょうだいのみ。祖父母等は世帯の状況によるため、詳しくは下記窓口でご確認ください。)

手続き・持ち物

支給認定(変更・取消)申請(届)

受付・相談窓口

子育て支援課 072-290-1744

期 限

速やかに

28 □ 医療費受給者証の返還 医療

故人が医療費助成(特定医療費(指定難病)助成、小児慢性特定疾病医療費助成)の受給者であった場合、下記の手続きと持ち物が必要となります。

手続き・持ち物

受給者証の返還

受給者証

受付・相談窓口

南保健センター 072-293-1222

または
保健医療課(市役所本庁舎) 072-228-7582

期 限

速やかに

29 □ 被爆者健康手帳の返還 その他

手帳保持者本人が亡くなった場合、下記の手続きと持ち物が必要となります。
※葬祭料の支給を希望する喪主は別途申請が必要です。詳細についてはお問い合わせください。

手続き・持ち物

被爆者健康手帳の返還

- 被爆者健康手帳
- 死亡を証する書類(死亡診断書の写し等)
- 各種手当書(該当者のみ)
- 認定書(該当者のみ)

詳しくは受付・相談窓口へ

受付・相談窓口

南保健センター 072-293-1222

または
保健医療課(市役所本庁舎) 072-228-7582

期 限

速やかに

30 □ 医師免許等登録の抹消 その他

医師免許等取得者が死亡した場合、下記の手続きと持ち物が必要となります。

手続き・持ち物

医師免許等登録抹消申請

- 免許証原本(紛失の場合は申立書)
- 死亡診断書(写し可)もしくは戸籍謄(抄)本

受付・相談窓口

南保健センター 072-293-1222

または
保健医療課(市役所本庁舎) 072-228-7582

期 限

30日以内
対象となる資格

[医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床検査技師、衛生検査技師]

31 飼い犬の登録変更

その他

所有者を変更する場合、下記の手続きが必要になります。

※新しい所有者が市外の場合、所有者在住の市町村での届出になります。

手続き・持ち物

飼い犬の登録変更

持ち物はありません。

受付・相談窓口

南保健センター 072-293-1222
または
動物指導センター 072-228-0168

期限

30日以内

32 し尿収集処理届出書
(変更・廃止)の提出

その他

くみ取り世帯であり、届出内容に変更（世帯人数、利用者名、くみ取りの廃止）がある場合、届出が必要となります。

手続き・持ち物

し尿収集処理届出書（変更・廃止）の提出

持ち物はありません。

受付・相談窓口

市民課 072-290-1802
または
環境業務課（市役所本庁舎）072-228-7428

期限

速やかに

市役所（区役所以外）などでの手続き概要

1 □ 市営住宅の手続き

市営住宅

市営住宅の名義人が亡くなり、同居人が新たに名義人となる場合、手続きが必要となります。

手続き・持ち物

入居権継承承認申請

- 印鑑（朱肉を使うもの）
- 届出人の本人確認書類 戸籍謄本
- 住民票 収入（課税）証明 等

期 限

速やかに（14日以内）

名義人でない同居人が亡くなった場合、手続きが必要となります。

手続き・持ち物

入居者異動届

- 届出人の本人確認書類
- 住民票などの確認書類 等

期 限

15日以内

市営住宅を退去される場合、手続きが必要となります。

手続き・持ち物

市営住宅返還届

- 通帳など口座情報が確認できるもの 等

期 限

速やかに

受付・相談窓口

堺市営住宅管理センター 072-228-8225

ただし、協和町・大仙西町住宅の手続きは
住宅改良課 072-228-8113

※個々の事象により対応が異なる為、詳細な手続きについては、ご相談下さい。

2 □ 水道の使用中止

上下水道

水道の使用を中止する場合、下記の窓口にお問い合わせください。

受付・相談窓口

上下水道局お客様センター
0570-02-1132
(ナビダイヤル)
または
072-251-1132

期 限

速やかに

3 □ 水道の使用者名の変更

上下水道

使用者名を変更する場合、下記の窓口にお問い合わせください。

受付・相談窓口

上下水道局お客様センター
0570-02-1132
(ナビダイヤル)
または
072-251-1132

期 限

速やかに

4 □ 環境整備資金貸付金に関する確認

上下水道

環境整備資金貸付金を受けている場合、下記の窓口にお問い合わせください。

受付・相談窓口

上下水道局お客様センター
0570-02-1132
(ナビダイヤル)
または
072-251-1132

期 限

速やかに

5 マンション等の水道に関する確認 上下水道

マンションや雑居ビルの経営者等の場合、下記の窓口にお問い合わせください。

受付・相談窓口

上下水道局お客様センター
0570-02-1132（ナビダイヤル）
または
072-251-1132

期 限

速やかに

6 井戸水等の手続き 上下水道

井戸水等を使用しており、使用者や世帯人数等の変更があった場合、下記の手続きが必要となります。

手続き・持ち物

井戸水等の使用態様変更届出

受付・相談窓口

上下水道局 給排水設備課 使用料係
072-250-3460

期 限

速やかに

7 下水道事業受益者負担金の手続き 上下水道

受益者負担金の支払いが残っている土地を相続した場合、下記の窓口にお問い合わせ下さい。

受付・相談窓口

上下水道局 給排水設備課 水洗化促進係
072-250-9149

期 限

速やかに

8 農地の相続 農地

農地を相続した場合、下記の手続きが必要となります。

手続き・持ち物

農地法第3条の3の規定による届出

土地の全部事項証明書（写）

受付・相談窓口

農業委員会事務局 072-228-6825

期 限

権利取得から10か月以内

9 堺市立斎場墓地使用权の承継 斎場墓地

斎場墓地の使用者が亡くなった場合、使用权を承継するため、下記の手続きが必要となります。

手続き・持ち物

堺市立斎場墓地使用权の承継申請

- 戸籍謄本等
（故人と承継者の関係により必要な書類が異なります。
詳しくは下記窓口にお問合せください。）
- 印鑑登録証明書（3か月以内）
- 実印

受付・相談窓口

堺市立斎場 072-228-0167

期 限

使用者死亡後、速やかに

10 霊園または霊堂使用权の承継 霊園霊堂

霊園または霊堂の使用者が亡くなった場合、使用权を承継するため、下記の手続きが必要となります。

手続き・持ち物

霊園または霊堂使用权の承継申請

- 戸籍謄本等
（故人と承継者の関係により必要な書類が異なります。
詳しくは下記窓口にお問合せください。）
- 印鑑登録証明書（3か月以内）
- 実印

受付・相談窓口

堺市霊園・堺市立霊堂（泉ヶ丘公園事務所）
072-292-7455

期 限

使用者死亡後、速やかに

11 森林の土地の所有者届出 森 林

市内の森林の土地の所有者となった場合、下記の手続きが必要となります。

手続き・持ち物

森林の土地の所有者届出

- 取得した森林の場所と範囲がわかる図面
- 森林の取得が確認できる書類
（登記簿謄本（写し可）、売買契約書、相続分割協議の目録など）

受付・相談窓口

農水産課 072-228-6971

期 限

90日以内

12 公害医療手帳の返還 医療等

受給者本人が亡くなった場合、下記の手続きが必要となります。

手続き・持ち物

公害医療手帳の返還

- 公害医療手帳
- 死亡を証する書類(死亡診断書の写し等)

受付・相談窓口

保健医療課 072-228-7582

期 限

速やかに

13 病院・診療所・助産所・施術所開設者の死亡手続き 医療等

個人開設した病院等の開設者が死亡した場合、下記の手続きが必要となります。

手続き・持ち物

病院・診療所・助産所・施術所の開設者死亡届出

- 印鑑（朱肉を使うもの）
- 届出人の本人確認書類

受付・相談窓口

保健医療課 072-228-7582

期 限

10日以内

14 精神保健指定医の死亡届出 医療等

精神保健指定医であった場合、下記の手続きが必要となります。

手続き・持ち物

精神保健指定医の死亡届出

- 精神保健指定医証

受付・相談窓口

精神保健課 072-228-7062

期 限

速やかに

15 浄化槽管理者の変更 浄化槽

浄化槽を管理している者が亡くなり、同居人等が新たな管理者となる場合、下記の手続きが必要となります。

手続き・持ち物

浄化槽管理者変更報告書の提出

受付・相談窓口

環境薬務課
072-222-9940

期 限

30日以内

16 浄化槽の廃止 浄化槽

浄化槽を廃止する場合、下記の手続きが必要となります。

手続き・持ち物

浄化槽使用廃止届出書の提出

受付・相談窓口

環境薬務課
072-222-9940

期 限

30日以内

その他の関係機関などでの主な手続き一覧

(注意)故人や遺族の状況によって、管轄の事務所が異なる場合があります。
お手続きに際しては、あらかじめ問い合わせ先にご確認ください。

対象	主な手続き	問い合わせ先
厚生年金 等	未支給年金の請求 遺族厚生年金請求	・堺東年金事務所 TEL 072-238-5101 FAX 072-221-1238
厚生年金基金	厚生年金基金の手続き	・企業年金連合会 TEL 0570-02-2666(年金相談室) FAX 03-5401-8740
国民年金基金	国民年金基金の手続き	・フリーダイヤル 0120-65-4192 ・有料ダイヤル(フリーダイヤルにつながらない場合) 国民年金基金大阪支部 TEL 06-6775-5775
恩給	恩給の手続き	・総務省恩給相談室 TEL03-5273-1400
普通自動車	税金に関する手続き 廃車・名義変更	・泉北府税事務所 TEL 072-238-7221 FAX072-238-7244 ・大阪運輸支局和泉自動車検査登録事務所 TEL 050-5540-2060
3輪・4輪の軽自動車	廃車・名義変更	・軽自動車検査協会大阪主管事務所和泉支所 TEL 050-3816-1842 FAX 072-284-8767
2輪の軽自動車(125cc超250cc以下) 2輪の小型自動車(250cc超)	廃車・名義変更	・大阪運輸支局和泉自動車検査登録事務所 TEL 050-5540-2060
国税関係	相続手続き 所得税・消費税申告手続き	・堺税務署 TEL072-238-5551
不動産登記関係	土地・家屋等移転登記	・大阪法務局堺支局 TEL 072-221-2756
遺言書 相続放棄	検認・開封 相続放棄の申立	・大阪家庭裁判所堺支部 TEL 072-223-7001
運転免許証	返納	・南堺警察署 TEL 072-291-1234 または大阪府下の警察署(大阪水上警察署を除く) ・光明池運転免許試験場 TEL 0725-56-1881
パスポート	失効に関する手続き	・パスポートさかい TEL 072-228-3940 FAX 072-221-1471
特別永住者証明書、在留カード	返納	・大阪出入国在留管理局 TEL 06-4703-2115
生命保険等	死亡保険金の請求 入院給付金の請求 等	・加入していた生命保険会社または代理店
預貯金口座、株式等	口座凍結の解除、名義変更	・各金融機関、証券会社 等
国債	記名変更 償還金受領	・償還金支払い場所または証券保管証書に記載 の郵便局
クレジットカード	解約	・各契約会社
固定電話・携帯電話・電気・ガス・ インターネット・ケーブルテレビ・ その他有料アプリやサービス等	契約承継・名義変更・解約	・各契約会社
NHK受信料	名義変更・解約	・フリーダイヤル 0120-15-1515 ・有料ダイヤル(フリーダイヤルにつながらない場合) TEL 050-3786-5003

市内の空き家を相続される方へ

空き家は、適切な維持管理をしなければ、危険建築物、環境、衛生など、多岐にわたる問題が発生することになります。建物の劣化や樹木の繁茂等により、周辺に迷惑をかけるとともに、他人に損害を与えた場合には、空き家の管理責任を問われる可能性もあります。空き家を相続される方は、適切な維持管理をお願いします。

本市では、空き家の相続や利活用等でお悩みの方へ、弁護士・司法書士・宅地建物取引士等による「住宅専門家相談(無料)」を、事前予約制で実施しております。また、民間の不動産団体と連携して、空き家の利活用の相談・提案等の支援(無料)を行っております。詳しくは、住宅まちづくり課までお問い合わせください。

申込み・問い合わせ先：堺市役所 建築都市局 住宅部 住宅まちづくり課

Tel 072-228-8215 (直通) Fax 072-228-8034

市ホームページ：<https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/jutaku/jutaku/akiya-rikatsuyou.html>

各手続窓口の電話番号・FAX番号・所在地一覧

南区役所

窓口	電話番号	FAX番号	所在地	階数等
市民課	072-290-1802	072-290-2030	南区桃山台1丁1番1号	1階
保険年金課	072-290-1808	072-290-1813		2階
市税の窓口	—	—		3階
地域福祉課	072-290-1812	072-290-1818		4階
子育て支援課	072-290-1744	072-296-2822		
南保健センター	072-293-1222	072-296-2822		

堺市役所

窓口	電話番号	FAX番号	所在地	階数等
保健医療課	072-228-7582	072-222-1406	堺区南瓦町3-1 (堺市役所 本庁舎)	本館6階
精神保健課	072-228-7062	072-228-7943		本館8階
環境業務課	072-222-9940	072-222-9876		高層館4階
税務運営課 収納係	072-228-3957	072-228-7618		高層館7階
環境業務課 業務係	072-228-7428	072-229-4454		高層館14階
農業委員会事務局	072-228-6825	072-228-7410		
農水産課	072-228-6971	072-228-7370		
住宅改良課	072-228-8113	072-228-8034		
堺市営住宅管理センター	072-228-8225	072-228-8223	堺区中瓦町1丁1番21号 堺東八幸ビル	4階
動物指導センター	072-228-0168	072-228-8156	堺区東雲西町1丁8-17	—
堺市立斎場	072-228-0167	072-222-8333	堺区田出井町4-1	—
市民税課 市民税第二係(中区・南区)	072-231-9752	072-251-5632	北区百舌鳥赤畑町 1丁3番地1 (堺市役所三国ヶ丘庁舎 市税事務所)	2階
納税課 納税第二係(中区・南区)	072-231-9772	072-251-5634		3階
固定資産税課 第三係(西区・南区)	072-231-9763	072-251-5633		4階
法人諸税課 総務諸税係	072-231-9741	072-251-5631		
上下水道局お客様センター	0570-02-1132 (ナビダイヤル) または 072-251-1132	072-252-4132	—	—
上下水道局 給排水設備課 使用料係	072-250-3460	072-250-9164	北区百舌鳥梅北町 1丁39-2	—
水洗化促進係	072-250-9149			
堺市霊園・堺市立霊堂 (泉ヶ丘公園事務所)	072-292-7455	072-292-4431	南区鉢ヶ峯寺773	—

上記に記載の窓口名、電話番号、FAX番号、所在地、階数等については令和3年4月1日時点のものであり、変更になる場合があります。

発行：堺市南区役所総務課

電話番号：072-290-1800 FAX番号：072-290-1814

E-mail：minamikiso@city.sakai.lg.jp